

運委参第 642 号  
平成 23 年 3 月 25 日

国土交通大臣  
大島 章宏 殿

運輸安全委員会  
委員長 後藤 昇弘

### 旅客船第九十八あんえい号旅客負傷事故に係る意見について

本事故は、第九十八あんえい号が、基準経路から外れて西表島北東方沖のリーフ沿いに波高約 1.5 m～2 m の東北東からの連続した波を左舷船首から受けて東南東進中、船長が左舷船首方から接近する大波の接近に直前まで気付かずに原速力で航行していたため、船首がその大波の波頂に乗って波間に落下し、前部客室の旅客 2 人が、座席から身体が浮いて離れた後、座席に自由落下した衝撃で腰椎を圧迫骨折したことにより発生したものと考えられる。

旅客船等での旅客負傷事故は、有限会社安栄観光の旅客船のみならず他の旅客船等においても発生していることから、同種事故の再発防止策が作成され、旅客船等の運航関係者において確実に実施されることが望まれる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果に鑑み、旅客船の利用者の安全を確保するため、国土交通大臣に対して、運輸安全委員会設置法第 28 条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じられた場合は、その内容について通知方よろしくお取り計らい願いたい。

### 記

平成 17 年以降、旅客船、交通船等において、本事故と同種の事故が 8 件発生し、旅客 12 人が腰椎圧迫骨折等を負っており、その原因は、荒天時、波浪により船体

が激しく動揺する航行中において、航路及び針路の選定並びに減速措置が適切でなかったこと、船体動揺が比較的少ない船体後方へ誘導したり、シートベルトの着用を要請するなどの旅客に対する安全対策が十分でなかったことがあげられる。このため、国土交通大臣は、高速船により事業を営む旅客運送事業者等の関係者が、荒天時の操船方法（速力、針路を含む）等の旅客の安全対策を作成し、乗組員等の関係者に周知、徹底するよう高速船により事業を営む旅客運送事業者等の関係者を指導すべきである。